

## 標準仕様書

## 調達要求番号：

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
食器洗浄及び清掃作業部外委託	作成	令和4年10月3日
	変更	
	作成部隊名	竹松駐屯地業務隊

## 1 総則

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊の竹松駐屯地（以下「官側」という。）食堂において実施する食器洗浄作業、食堂清掃作業などの部外委託について規定する。

## 1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- a) **契約担当官**  
食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる契約を締結する者
- b) **検査官**  
契約担当官の任命を受けて、補助者として食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる契約履行の適否の検査を行う者
- c) **監督官**  
契約担当官の任命を受けて、補助者として食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる契約履行の過程における監督を行う者
- d) **受託者**  
食器洗浄及び清掃作業の部外委託契約を請け負う者
- e) **作業従事者**  
この役務に直接従事する者
- f) **現場責任者**  
作業現場における一切の責任を有し、作業従事者の管理、技術指導、官側との交渉等に従事する者

## 1.3 本委託業務の概要

官側の施設、器材を使用して、食器・配食缶類の洗浄、食堂（事務室、厨房及び糧食倉庫を除く。）の清掃及びこれらに付随する作業、並びに作業量の減少に伴う付加作業を行うものである。駐屯地において、洗浄する食器・食缶類の標準的な種類及び数量は表1のとおりであるが、災害等の不測事態、訓練等により食数の増減、喫食時間の変更をする場合があり、受託者は官側との調整により柔軟に対応するものとする。

## 2 役務に関する要求

## 2.1 作業の条件

## 2.1.1 受託者の作業条件

受託者の作業条件は、次による。

- a) 日々の作業において、現場責任者を1名配置するものとし、官側が示す予定喫食者数等に応じ、別紙第1「令和5年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値」及び別紙第2「竹松駐屯地食堂における食器洗浄人員の配置」を基準として、作業従事者を適切に配置するものとする。
- b) 作業従事者については、身元保証が確実なことを確認したうえで編成するとともに、事故防止、秘密保全その他関係法令などを厳守するものとする。
- c) 受託者の経費負担は、次のとおりとし、作業に必要な消耗品等は業務の受託中不足がないよう準備するものとする。

- 1) 作業用被服類，食器洗淨及び食堂清掃などの作業に必要な消耗品
- 2) 保健衛生用消耗品
- 3) その他，官側の準備するもの以外全て  
別紙第3「（食器洗淨及び清掃作業業務）年間を通じて必要となる消耗品のリスト（基準）」
- d) 器材などの使用に当たっては，次の事項を遵守するものとする。
  - 1) 安全に万全を期す。
  - 2) 作業従事者自らが器材などを使用して負傷した場合は受託者の責任と費用負担において処置をするものとする。
  - 3) 使用前の安全点検，使用後の点検・手入れによって，器材の故障を未然に防止する。  
なお，施設及び器材などの維持，修理は原則として官側の負担とする。
- d) 本役務の実施に伴い，故意又は過失によって施設又は器材などに損害を与えた場合は，速やかに監督官又は検査官に報告するとともに，受託者の責任において速やかに現状に復旧するものとする。
- e) 使用する施設及び器材などは，本業務以外に使用してはならない。

### 2.1.2 作業従事者の服務

作業従事者の竹松駐屯地内における一般的な遵守事項は，隊員に準ずるものとする。

### 2.1.3 作業従事者の作業条件

作業従事者の作業条件は，次による。

- a) 日本国籍を持ち，心身ともに作業に支障のない者。
- b) 現場責任者は，勤務時間中，常時青腕章などを装着し，所在を明確にする。

## 2.2 作業の内容

### 2.2.1 食器・配食缶類の洗淨及びこれに付随する作業

- a) 喫食後の食器類を食器洗淨機，洗剤などを使用して洗淨し，食器かごなどに分類・整理して収納の上，指定の場所に格納する。この際，食器かご及び食器消毒保管庫などの保管器材が汚れている場合は洗淨・手入れする。
- b) 配食後の食缶類を水槽，洗剤などを使用して洗淨し，指定の場所に格納する。この際，保管棚などの保管容器が汚れている場合は洗淨・手入れする。
- c) 食器洗淨機，水槽，その他洗淨に使用した器材・用具は，使用後に洗淨・手入れし，指定の場所に格納する。
- d) 作業終了後，食器洗淨室を清掃する。

### 2.2.2 食堂（事務室，厨房及び糧食保管庫を除く。）清掃及びこれに付随する作業

- a) 喫食終了後，食卓，椅子，食卓備付品などを雑巾又は布巾を使用して清掃する。
- b) 喫食終了後，食堂の床，ドアなどを清掃器材・用具を使用して清掃する。特に汚れている箇所は水洗いする。
- c) 作業終了後，清掃器材・用具を手入れし，指定の場所に格納する。
- d) 官側が示す整備日（月1回基準）において，隊員・幹部食堂及び厨房の清掃を実施する。

## 2.3 作業量

- 2.3.1 洗淨する食器・食缶類の種類及び数量は，表1を基準とする。

表 1

種 類		月				
		1日当たりの平均予定数量				
		平日			休日	
作業区分		朝食	昼食	夕食	昼食	夕食
食器類	飯 わ ん	178 個	205 個	162 個	132 個	108 個
	汁 わ ん	178 個	205 個	162 個	132 個	108 個
	菜皿又は洋皿	178 枚	205 枚	162 枚	132 枚	108 枚
	小 皿	178 枚	205 枚	162 枚	132 枚	108 枚
	小 鉢	178 個	205 個	162 個	132 個	108 個
	湯 の み	178 個	205 個	162 個	132 個	108 個
	コ ッ プ	178 個	205 個	162 個	132 個	108 個
	盆	178 枚	205 枚	162 枚	132 枚	108 枚
	は し	178 膳	205 膳	162 膳	132 膳	108 膳
食缶類	食缶（飯用）	3 個	5 個	3 個	2 個	1 個
	食缶（汁用）	2 個	3 個	2 個	1 個	1 個
	食缶（菜用）	2 個	3 個	2 個	1 個	1 個
食 器 か ご		6 個	7 個	6 個	3 個	3 個
注 記		上記の皿の他にグラタン皿，スフレ皿等の皿を使用する場合がある。				

2.3.2 各食後に清掃する食堂の面積及び食卓・椅子などの数量は表 2 を基準とする。

表 2

区 分	面積又は数量
食 堂	3 2 1 . 5 m <sup>2</sup>
食 器 洗 浄 室	3 3 . 2 m <sup>2</sup>
手 洗 い 場	4 2 . 0 m <sup>2</sup>
厨 芥 処 理 室	8 . 0 m <sup>2</sup>
食 卓	4 6 卓
い す	1 8 4 脚
食 卓 備 付 品	4 6 組

2.4 作業開始時刻及び終了時刻は，表 3 を基準とする。

表 3

区 分	開始時刻	終了時刻
朝 食 作 業	9 時 3 0 分	1 3 時 3 0 分
昼 食 作 業	1 4 時 3 0 分	1 6 時 3 0 分
夕 食 作 業	1 7 時 0 0 分	1 9 時 0 0 分

## 2.5 その他

作業の内容，作業量，作業開始時刻及び終了時刻については，日々の監督官が作業の都度指示する。

### 3 監督及び検査

- a) 各作業の実施時間，作業要領などについて監督官から調整を受けた場合は現場責任者は適切に対応するものとする。
- b) 各食の作業が終了したときは，検査官から次の判定基準に基づき検査を受けるものとする。

検査の時期等	検査項目	判定基準
その日の 作業開始時	実施態勢	・ 献立，予定喫食者数，配食レーン及び配置基準等に基づき，業務を履行するに足る作業従事者等が確保されていたか
	衛生管理	・ 作業従事者等の健康状態の確認，指導及び記録等の衛生管理態勢は確保されているか ・ 業務に必要な衛生用消耗品の準備状況，作業従事者の個人用被服等見だしなみは良好だったか
朝，昼，夕各食の 食器洗浄作業終了時	食器，食缶等の 洗浄状況	官側の指定した要領に基づき，食器・食缶等の洗浄・手入れを行ったか
		指定した数量の食器，食缶等を，時間内に洗浄したか
朝，昼，夕各食の 清掃作業終了時	清掃状況	・ 官側の指定した要領に基づき，食器洗浄室，食卓，椅子及び食卓備付品の清掃を行ったか
その日の 作業終了時	器具・用具等の 洗浄状況等	・ 官側の指定した要領・頻度に基づき，器具等の洗浄・清掃・格納がなされていたか
		・ 器具等の員数は不足していなかったか

### 4 その他の指示

#### 4.1 衛生に関する事項

衛生に関する事項は，次による。

- a) 受託者は，厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル（以下，“マニュアル”という。）」に定める調理従事者等の衛生管理に基づき，作業従事者の衛生管理を行うものとする。
- b) 作業従事者に係わる食中毒などが発生し，損害賠償が求められるなど官側が損害を被った場合には受託者が官側に対し損害賠償の責任を負う。
- c) 受託者は，官側がマニュアル別紙に示す従業者などの衛生管理点検表の点検項目に不備を確認し，不適格と指示した者は，就業させてはならない。
- d) 作業従事者等の，新型コロナウイルス及びノロウイルスを含む感染症罹患からの復帰に関しては，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）に基づくとともに，必要な検査費用等は，受託者の負担によるものとする。

#### 4.2 提出書類

受託者が、官側に提出する書類は、表4のとおりとする。

表4—提出書類一覧

提出書類名	提出頻度	提出時期	備考
作業従事者一覧	年1回	業務開始10日前まで	提出後、従事者に変更があればその都度提出する。
作業従事者菌検索結果	月1回以上	毎月10日まで (ただし、受託年度4月分は業務開始の10日前まで)	1 菌検索結果には、腸管出血性大腸菌症検査を含めること。 2 菌検索実施機関発行の結果を提出 3 従事者に変更があればその都度提出する。
作業従事者勤務割振表(勤務予定表)	月1回	翌月分を前月25日まで	1 受託年度4月分は業務開始の10日前まで 2 従事者の変更の都度提出し、官側の確認を受けるものとする。
作業完了届	月1回	当月分を翌月3日まで	

#### 4.3 作業の完了届

作業の完了届は、官側があらかじめ定める期間の終了時に官側の定める様式により行うものとする。

#### 4.4 仕様書に関する事項

受託者は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

## 令和5年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値（4月～6月）

月	区分	食数			現場責任者 (人)	作業員 (人) B	作業員		作業員1人当たり 食数 $A \div B$		
		最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食) A			1人あたりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) $B \times C$			
4月	平日	朝	217	103	168	1	2	4.0	8.0	84.0	
		昼	241	133	194	1	2	2.0	4.0	97.0	
		夕	216	98	165	1	2	2.0	4.0	82.5	
		計	674	334	527	—	6	8.0	16.0	263.5	
	休日	朝	126	58	99	—	—	—	—	—	
		昼	113	43	86	1	2	2.0	4.0	43.0	
		夕	109	42	78	1	2	2.0	4.0	39.0	
		計	348	143	263	—	4	4.0	8.0	82.0	
	5月	平日	朝	218	120	169	1	2	4.0	8.0	84.5
			昼	227	126	184	1	2	2.0	4.0	92.0
			夕	197	102	152	1	2	2.0	4.0	76.0
			計	642	348	505	—	6	8.0	16.0	252.5
休日		朝	146	114	125	—	—	—	—	—	
		昼	154	104	109	1	2	2.0	4.0	54.5	
		夕	165	101	109	1	2	2.0	4.0	54.5	
		計	465	319	343	—	4	4.0	8.0	109.0	
6月		平日	朝	220	127	178	1	2	4.0	8.0	89.0
			昼	252	151	205	1	2	2.0	4.0	102.5
			夕	217	103	162	1	2	2.0	4.0	81.0
			計	689	381	545	—	6	8.0	16.0	272.5
	休日	朝	173	117	132	—	—	—	—	—	
		昼	117	102	109	1	2	2.0	4.0	54.5	
		夕	114	105	108	1	2	2.0	4.0	54.0	
		計	404	324	349	—	4	4.0	8.0	108.5	

※ 休日（土・日・祝日）及び5月1日、5月2日の朝食はパン又はおにぎり

## 令和5年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値（7月～9月）

月	区分	食数			現場責任者 (人・時)	作業員			作業員1人当たり 食数 A÷B		
		最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)		作業人員 (人) B	1人あたりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B×C			
7月	平日	朝	231	144	184	1	2	4.0	8.0	92.0	
		昼	285	165	227	1	2	2.0	4.0	113.5	
		夕	232	116	171	1	2	2.0	4.0	85.5	
		計	748	425	582	—	6	8.0	16.0	291.0	
	休日	朝	191	122	143	—	—	—	—	—	
		昼	242	101	127	1	2	2.0	4.0	63.5	
		夕	121	100	111	1	2	2.0	4.0	55.5	
		計	554	323	381	—	4	4.0	8.0	119.0	
	8月	平日	朝	251	90	181	1	2	4.0	8.0	90.5
			昼	263	117	195	1	2	2.0	4.0	97.5
			夕	245	56	170	1	2	2.0	4.0	85.0
			計	759	263	546	—	6	8.0	16.0	273.0
休日		朝	182	56	90	—	—	—	—	—	
		昼	111	35	61	1	2	2.0	4.0	30.5	
		夕	159	34	66	1	2	2.0	4.0	33.0	
		計	452	125	217	—	4	4.0	8.0	63.5	
9月		平日	朝	245	151	189	1	2	4.0	8.0	94.5
			昼	278	168	219	1	2	2.0	4.0	109.5
			夕	220	123	170	1	2	2.0	4.0	85.0
			計	743	442	578	—	6	8.0	16.0	289.0
	休日	朝	147	125	135	—	—	—	—	—	
		昼	152	104	121	1	2	2.0	4.0	60.5	
		夕	143	103	121	1	2	2.0	4.0	60.5	
		計	442	332	377	—	4	4.0	8.0	121.0	

※ 休日（土・日・祝日）及び8月14日～8月18日の朝食はパン又はおにぎり

令和5年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値（10月～12月）

月	区分	食数			現場責任者 (人・時)	作業員			作業員1人当たり 食数 $A \div B$		
		最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)		作業人員 (人) B	1人あたりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) $B \times C$			
10月	平日	朝	381	175	233	1	2	4.0	8.0	116.5	
		昼	393	168	245	1	2	2.0	4.0	122.5	
		夕	349	117	192	1	2	2.0	4.0	96.0	
		計	1123	460	670	-	6	8.0	16.0	335.0	
	休日	朝	268	119	170	-	-	-	-	-	
		昼	152	105	117	1	2	2.0	4.0	58.5	
		夕	162	103	123	1	2	2.0	4.0	61.5	
		計	582	327	410	-	4	4.0	8.0	120.0	
	11月	平日	朝	305	149	220	1	2	4.0	8.0	110.0
			昼	306	175	233	1	2	2.0	4.0	116.5
			夕	246	90	182	1	2	2.0	4.0	91.0
			計	857	414	635	-	6	8.0	16.0	317.5
休日		朝	230	95	145	-	-	-	-	-	
		昼	171	85	123	1	2	2.0	4.0	61.5	
		夕	160	81	116	1	2	2.0	4.0	58.0	
		計	561	261	384	-	4	4.0	8.0	119.5	
12月		平日	朝	416	212	352	1	3	4.0	12.0	117.3
			昼	436	348	370	1	3	2.0	6.0	123.3
			夕	408	320	346	1	3	2.0	6.0	115.3
			計	1260	880	1068	-	9	8.0	24.0	356.0
	休日	朝	401	202	298	-	-	-	-	-	
		昼	267	183	234	1	3	2.0	6.0	78.0	
		夕	256	186	221	1	3	2.0	6.0	73.7	
		計	924	571	753	-	6	4.0	12.0	151.7	

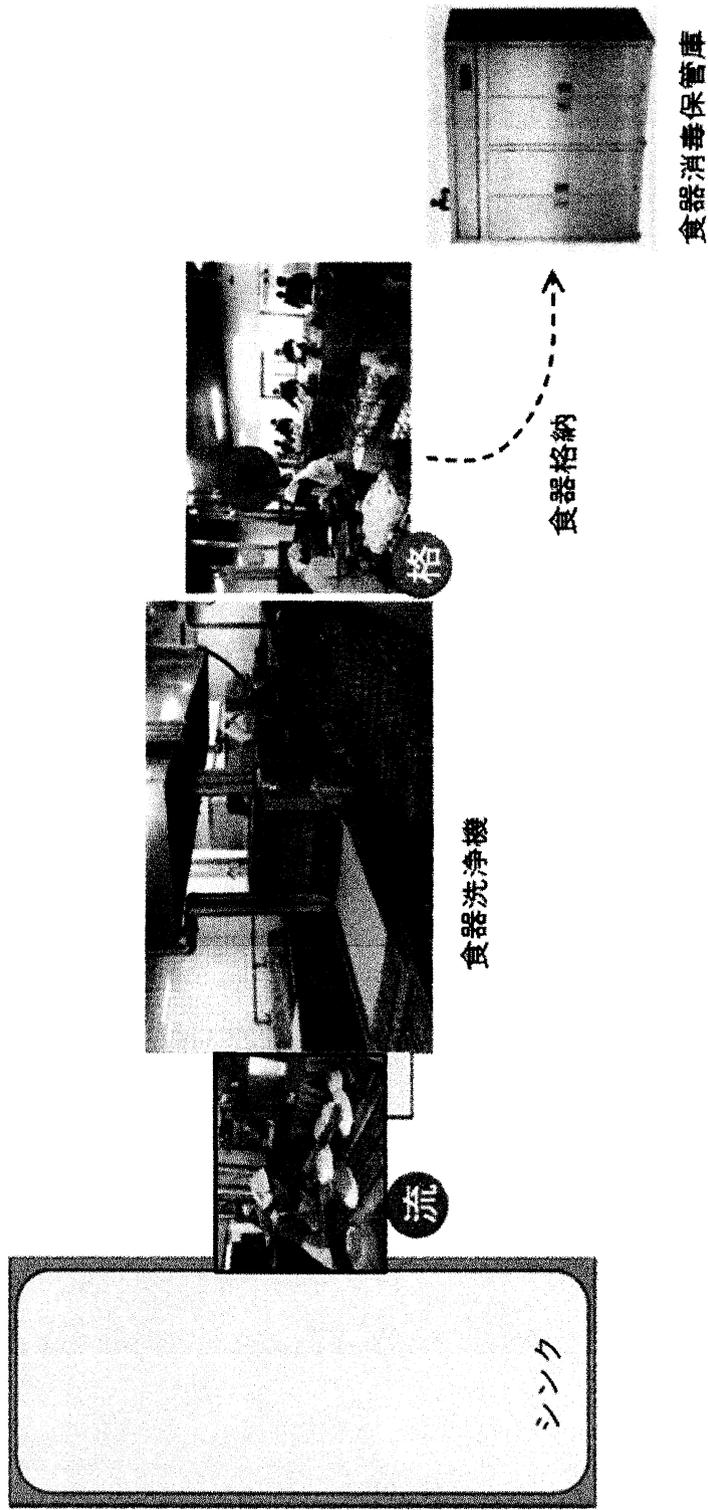
※ 休日（土・日・祝日）及び12月25日～12月30日の朝食はパン又はおにぎり

令和5年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値（1月～3月）

月	区分	食数			現場責任者 (人・時)	作業員			作業員1人当たり 食数 A÷B		
		最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)		作業人員 (人) B	1人あたりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B×C			
1月	平日	朝	402	224	364	1	3	4.0	12.0	121.3	
		昼	468	365	380	1	3	2.0	6.0	126.7	
		夕	398	276	346	1	3	2.0	6.0	115.3	
		計	1268	865	1090	—	9	8.0	24.0	363.3	
	休日	朝	390	198	201	—	—	—	—	—	—
		昼	248	201	223	1	3	2.0	6.0	74.3	
		夕	262	197	226	1	3	2.0	6.0	75.3	
		計	900	596	650	—	6	4.0	12.0	149.7	
		朝	416	212	352	1	3	4.0	12.0	117.3	
		夕	436	348	370	1	3	2.0	6.0	123.3	
2月	平日	朝	408	320	346	1	3	2.0	6.0	115.3	
		昼	1260	880	1068	—	9	8.0	24.0	356.0	
		夕	401	202	298	—	—	—	—	—	
		計	401	202	298	—	—	—	—	—	
	休日	朝	267	183	234	1	3	2.0	6.0	78.0	
		昼	256	186	221	1	3	2.0	6.0	73.7	
		夕	924	571	753	—	6	4.0	12.0	151.7	
		計	512	268	390	1	3	4.0	12.0	130.0	
		朝	568	232	400	1	3	2.0	6.0	133.3	
		夕	520	212	366	1	3	2.0	6.0	122.0	
3月	平日	朝	1600	712	1156	—	9	8.0	24.0	385.3	
		昼	408	212	310	—	—	—	—	—	
		夕	332	209	283	1	3	2.0	6.0	94.3	
		計	276	214	245	1	3	2.0	6.0	81.7	
	休日	朝	1016	635	838	—	6	4.0	12.0	176.0	
		昼	—	—	—	—	—	—	—	—	
		夕	—	—	—	—	—	—	—	—	
		計	—	—	—	—	—	—	—	—	
		朝	—	—	—	—	—	—	—	—	
		夕	—	—	—	—	—	—	—	—	

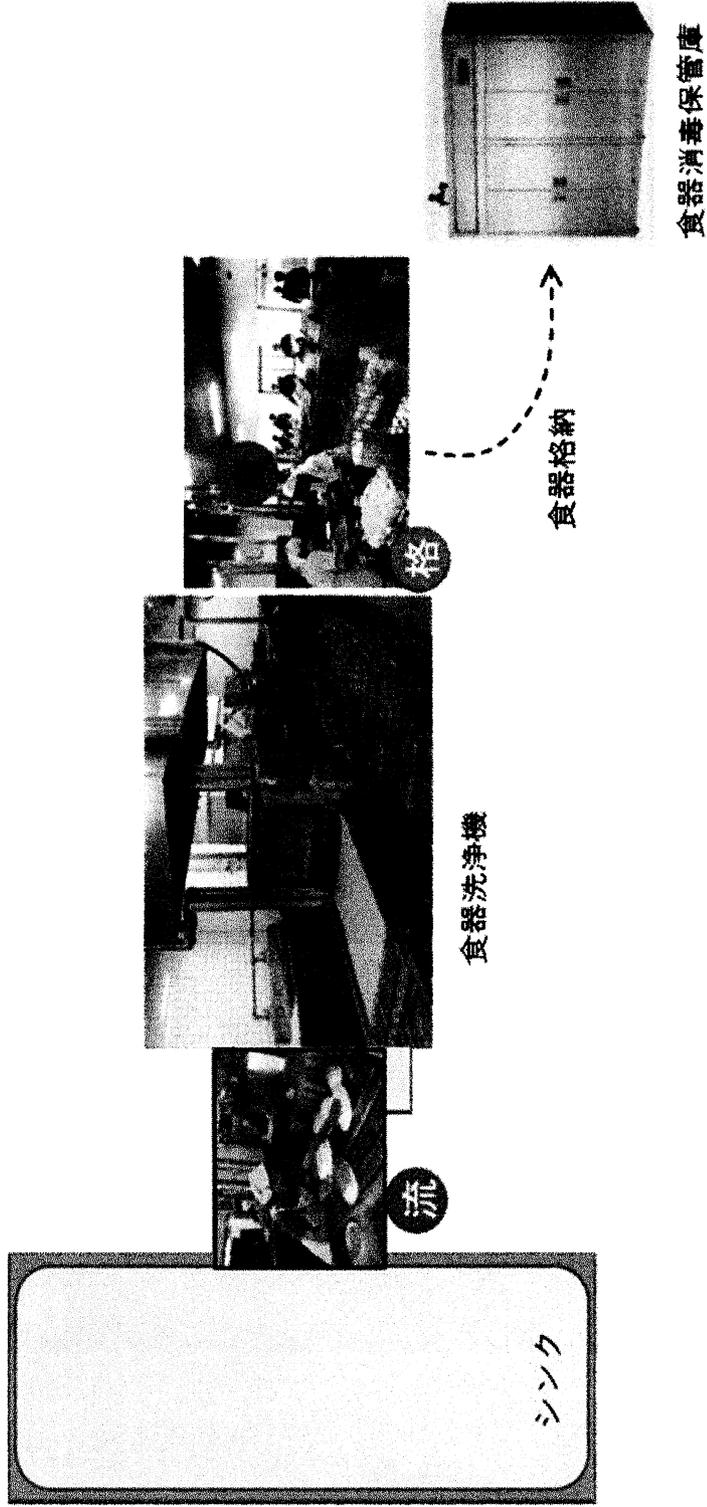
※ 休日（土・日・祝日）及び1月2日～1月5日の朝食はパン又はおにぎり

竹松駐屯地食堂における食器洗浄人員の配置(4月～11月)基準



主な任務等		人員	総合計
責	現場責任者 (全般指示、食器格納兼任)	1	3
洗	シンクに溜まった食器等を食器洗浄機へ流し入れ	1	
格	洗浄が完了した食器をカゴに入れ、食器消毒保管庫へ格納	1	

竹松駐屯地食堂における食器洗浄人員の配置(12月～3月)基準



主な任務等		配置人員	合計
責	現場責任者(全案指示、食器格納兼任)	1	4
洗	シンクに溜まった食器等を食器洗浄機へ流し入れ	2	
格	洗浄が完了した食器をカゴに入れ、食器消毒保管庫へ格納	1	